

【参考資料 2】

● 道路位置指定取扱要綱

岐阜県道路位置指定取扱要綱（平成10年10月1日施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定の取扱いに関し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）又は岐阜県建築基準法施行細則（昭和26年岐阜県規則第9号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この要綱は、市街化区域にあっては開発区域が1,000平方メートル未満、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあっては開発区域が3,000平方メートル未満の開発行為に伴い築造される道路について適用するものとし、これら以上の規模にあっては都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は附則第4項の適用を受ける。ただし、都市計画法第29条又は附則第4項の規定により開発許可の適用を受けない場合は、上記にかかわらずこの要綱を適用する。

（道路位置の指定基準）

第3条 道路位置の指定を受ける道路（以下「指定道路」という。）は、令第144条の4に定める基準及び別に定める岐阜県道路位置指定基準に適合しなければならない。

（市町村の基準）

第4条 指定道路が市町村の管理に属することとなる場合は、市町村の定める基準（岐阜県道路位置指定基準を満たすものに限る。）によることができる。

（事前審査）

第5条 道路位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その道路の築造工事に着手する前に、第6条第2項第1号の図書及び当該区域の存する市町村の長（以下「市町村長」という。）又は当該区域を所管する建築事務所長（以下「建築事務所長」という。）が必要と認める図書を添えた道路位置指定事前審査申請書（別記第1号様式。以下「事前審査申請書」という。）正本1部及び副本1部を、市町村長又は建築事務所長に提出して事前審査を受けなければならない。

2 市町村長が前項の規定による事前審査を行う場合において、申請内容が第2条又は第3条に適合しているか否かについて疑義を生じたときは、建築事務所長と協議する。

3 市町村長又は建築事務所長は、事前審査を行った場合には、道路位置指定事前審査済通知書（別記第2号様式）を添付して事前審査申請書の副本を申請者に交付する。

4 建築事務所長が事前審査を行う場合は、事前審査申請書の提出は市町村長を経由して行わなければならない。

(指定申請書の提出)

第6条 申請者は、道路の築造工事の完了後に、細則第11条の規定による道路の位置の指定申請書（以下「指定申請書」という。）正本1部及び副本1部を市町村長を経由して建築事務所に提出しなければならない。

2 前項の申請書正本には次の各号に掲げる図書を、副本には第1号及び第10号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 規則第9条の表に規定する図面（ただし、同表の地籍図中「道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項」については、開発区域全体を表示したもの）
- 二 指定道路となる土地の登記簿謄本
- 三 指定道路となる土地の権利者の承諾書（別記第3号様式）及び承諾者の印鑑登録証明書
- 四 指定道路の管理者の誓約書（別記第4号様式）及び管理者の印鑑登録証明書
- 五 開発区域内に工作物の確認を必要とする擁壁がある場合は、その確認通知書の写し
- 六 他法令の規定による許認可を必要とする場合は、当該許認可書の写し
- 七 道路位置指定概要書（別記第5号様式）
- 八 工事完成写真
- 九 道路位置指定事前審査済通知書の写し
- 十 その他建築事務所長が必要と認める図書

(指定道路の登記)

第7条 指定道路となる土地は、これに接するその他の土地と区分し、かつ原則として地目を公衆用道路として登記しなければならない。

(指定道路の管理者)

第8条 申請者は、指定道路の管理者を定めなければならない。

2 指定道路の管理者は、管理を適切に行い、常に良好な状態に維持しなければならない。

(申請書の進達)

第9条 市町村長は、第6条の規定による指定申請書を受理した場合は、道路の位置の指定申請進達書（別記第6号様式）を添えて指定申請書を建築事務所長に進達する。

(現地確認)

第10条 建築事務所長は、第6条の規定による指定申請書を受理した場合は、原則として市町村の職員の立会いを得て、遅滞なく道路位置の指定基準に基づき現地確認を実施する。

(指定)

第11条 建築事務所長は、前条の現地確認の結果、法、令、規則、細則及びこの要綱に適合していると認めた場合は、申請者に対し指定した旨を通知する。

2 前項の指定通知は、市町村長を経由して行う。

3 建築事務所長は、第1項の規定により道路位置を指定したときは、すみやかに道路の位置の指定報告書（別記第7号様式）によりその旨を知事に報告する。

(公告)

第12条 知事は、建築事務所長から前条第3項の規定による報告があつた場合は、その旨を岐阜県公報により公告する。

(縦覧)

第13条 道路位置の指定の縦覧は、当該区域を所管する建築事務所において、道路位置指定概要書により行う。

(変更又は廃止)

第14条 細則第12条第1項の規定により道路位置の指定の変更又は廃止の申請を行う場合は、当該道路に関する土地及び建築物の登記簿謄本、当該道路に関する土地、建築物若しくは工作物の権利者の承諾書及び承諾者の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

【参考資料 3】

● 道路位置指定基準

岐阜県道路位置指定基準 平成10年10月1日施行

(目的)

第1条 この指定基準は、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道（以下「指定道路」という。）の築造について、建築基準法施行令第144条の4第1項に定めるほか、その具体的な指定基準を定めることにより秩序ある市街地の形成を図ることを目的とする。

(道路の幅員)

第2条 指定道路の幅員は、4メートル以上とすること。

2 両端が他の道路に接続する指定道路の区間距離が100メートルを超える場合は、原則として幅員を6メートル以上とすること。

3 袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下同じ。）で、その延長（既存の袋路状道路に接続する場合は、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。）が100メートルを超える場合は、原則として幅員を6メートル以上とし、かつ終端に自動車の転回広場を設けること。

4 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる場合は、前2項の規定は適用しない。

(袋路状道路)

第3条 袋路状道路は、その終端を開発区域境界まで延長するよう努めること。

2 自動車の転回広場の形状は、別図1又はこれに準ずるもので有効と認められるものとする。

(勾配)

第4条 指定道路の縦断勾配は、12パーセント以下とすること。なお、計画にあたっては、地形等を配慮してゆるくするよう努めること。

2 指定道路が他の道路に接続する部分及び指定道路が相互に交差する部分は、原則として縦断勾配が2.5パーセント以下で、かつ長さが6メートル以上の水平区間を確保すること。

(すみ切り)

第5条 指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は見通しの良い箇所とし、指定道路の両側に、角地の隅角をはさむ辺の長さ（60度未満の角度で交差、接続又は屈曲する場合は底辺の長さ）2メートル以上の2等辺3角形のすみ切りを設けること。

2 指定道路が幅員4メートル未満の道路に接続する場合は、別図2に示すようすみ切りを設けること。

(舗装)

第6条 指定道路は原則として舗装すること。ただし、通行上支障のない場合は充分転圧した砂利敷とすることができる。

(排水施設)

第7条 指定道路及びこれに接する敷地内の雨水及び排水を有効かつ適切に排出するため、原則として指定道路の両側に側溝を設けること。側溝は、その内のり寸法が24センチメートル以上のコンクリート製U字側溝又はそれに相当する排水能力があるものとする。

2 既製品U字側溝を使用する場合は、厚さ10センチメートル以上の補強コンクリートを設けること。ただし、道路用既製鉄筋コンクリート側溝2種を使用する場合はこの限りでない。

3 側溝に蓋を設置する場合は、延長10メートルにつき1ヶ所程度にグレーチング蓋を設けること。

(安全施設)

第8条 指定道路ががけ又は法面の上にある場合、池、河川若しくは水路等に接している場合又は屈曲部分で必要と思われる場合は、擁壁、ガードレール、さく、カーブミラー又は反射鏡等の適切な安全施設を設けること。

(緩和)

第9条 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる場合は、幅員5メートル以上で延長50メートル以下かつ終端に自動車の転回広場を設けた袋路状道路とすることができる。

2 次の各号の一に該当し、周囲の状況によりやむを得ないと認められる場合は、第5条の規定によらないことができる。

一 指定道路の両側に建築物等があり、すみ切りを設けることが困難な場合（カーブミラー等の安全施設が設けられているものに限る。）

二 指定道路の片側に建築物等があり、両側にすみ切りを設けることが困難で、別図3又はこれに準ずる有効なすみ切りが設けられている場合

三 指定道路が接続する道路に歩道があり、歩道をせん除することによりすみ切りを設けることと同等以上に車両の通行に支障がない場合

3 次の各号に該当し、周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる場合は、縦断勾配が12パーセントを超える部分を設けることができる。

一 既成市街地等におけるものであること。

二 縦断勾配は16パーセント以下とすること。

三 小区間であり、かつ交差点付近でないこと。

四 コンクリート舗装等で、かつすべり止めの処置がされていること。

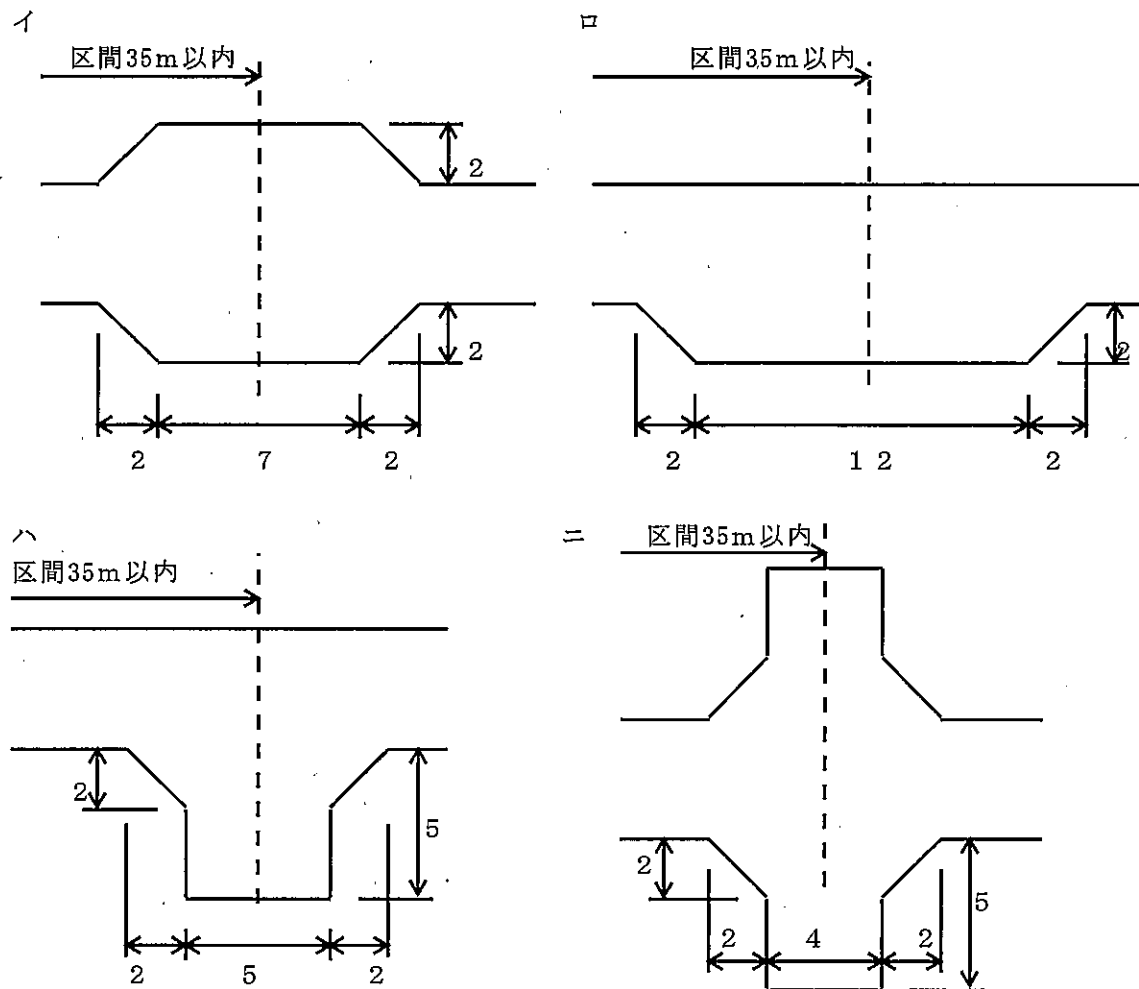
五 ガードレール、カーブミラー等の安全施設が適切に設けられていること。

(幅員の定め方)

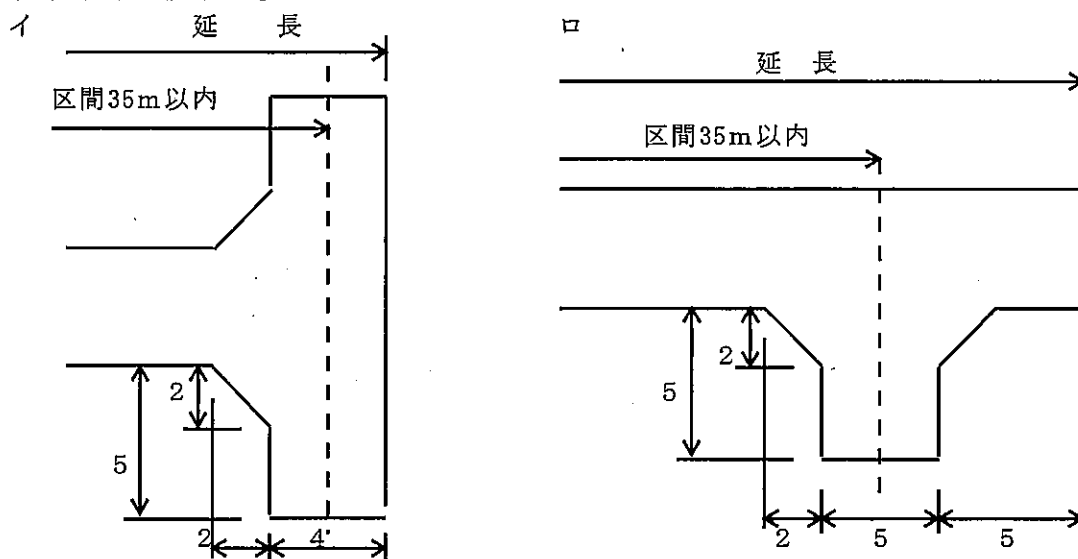
第10条 道路幅員は原則として別図4に示す方法によること。

別図1（第3条関係）

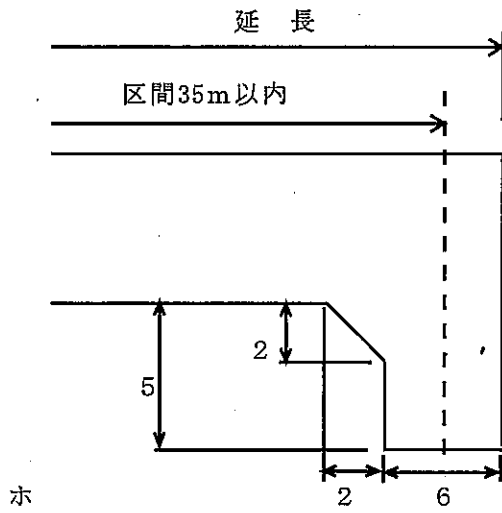
（1）中間に設けるもの（幅員4メートル以上6メートル未満の場合）。（単位：メートル）



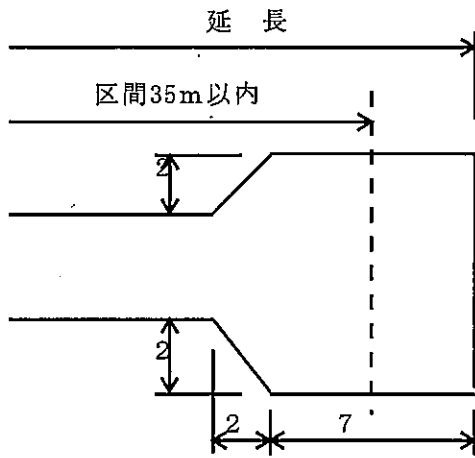
（2）終端に設けるもの



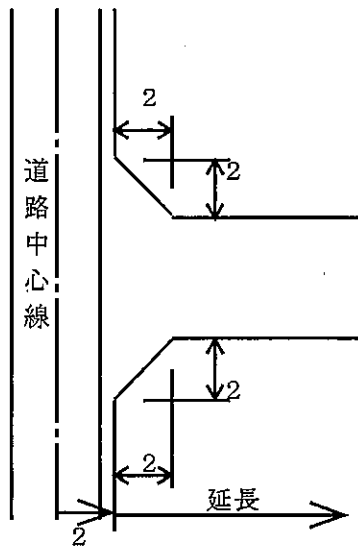
八



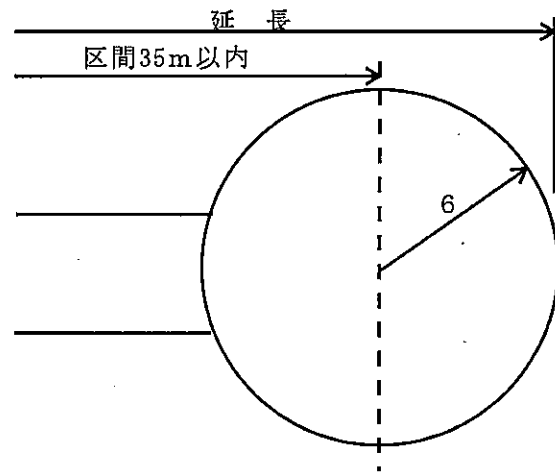
水



別図2 (第5条関係)

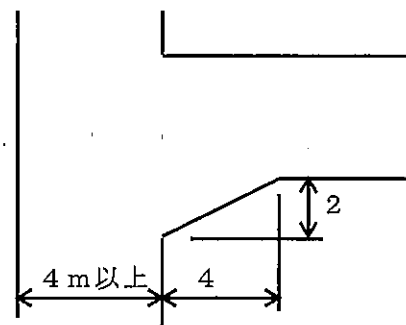


二

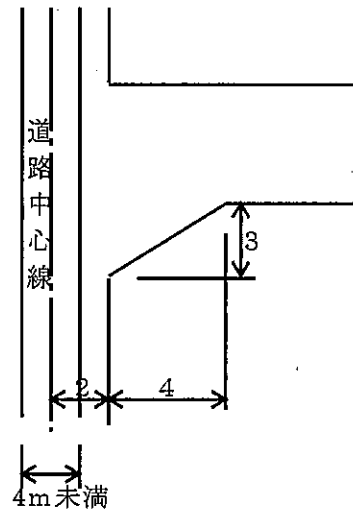


別図3 (第9条関係)

(1)



(2)



別図4 (第10条関係)

